

国立研究開発法人水産総合研究センター
平成 27 年度 契約監視委員会（第 2 回）議事概要

1. 日 時 平成 27 年 10 月 27 日（火） 14：00～16：00
2. 場 所 クイーンズタワー B 棟 7 階 D 会議室（神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-3）
3. 出席者
委員長 細井 和昭 公認会計士
委 員 蒲池 孝一 公認会計士
委 員 苑田 浩之 弁護士
委 員 林 義亮 神奈川新聞社 取締役論説主幹
委 員 井上 龍子 (研) 水産総合研究センター 監事
委 員 榎本 一高 (研) 水産総合研究センター 監事
(研) 水産総合研究センター事務局
4. 議題 ①平成 27 年度第 1 四半期の契約実績及び入札等に関するアンケート調査結果
②平成 27 年度第 1 四半期の契約の抽出案件
③その他

5. 議事概要

- ・ 議題①平成 27 年度第 1 四半期の契約実績及び入札等に関するアンケート調査結果
契約実績、競争性のない随意契約及び一者応札・応募の類型別内訳、類型別の平均応札者数及び平均落札率、アンケート調査結果を踏まえた入札改善策などについて資料に基づき説明があった。
- ・ 議題②平成 27 年度第 1 四半期の契約の抽出案件
蒲池委員より今回の抽出方法（競争性のない随契、一者応札、高落札率、高額案件）と結果について説明があった。引き続き抽出審議案件 10 件の契約の内容について説明があり、それぞれ審議を行った。

「議題②平成 27 年度第 1 四半期の契約の抽出案件」について、抽出審議案件 10 件の質疑応答は以下のとおり

(競争性のない随意契約)

【随契1】瀬戸内海区水産研究所廿日市庁舎土地借料（瀬戸内海区水産研究所）

- 県有財産の賃貸借契約であるため、借地料は条例等で決まってしまう。
- この借地料の妥当性を路線価等により確認しており問題はないが、不動産鑑定士による鑑定を導入する方法もあるので参考にしていきたい。

○随意契約の理由が「当該場所でなければ事務又は業務を行うことが不可能である」とあるが、移転や廃止など将来的な検討がされていないようにも取れるため、当該場所で継続して研究しなければならない必要性を明記すべきではないか。

→移転や廃止の決定は研究所単位で判断出来るものではないが、廿日市庁舎で継続して研究する必要性は当然あるので、理由欄に一文加えるなど検討して参りたい。

(一者応募)

【72】加速度記録計ほか1点（西海区水産研究所）

○購入仕様を満たす製品は当該製品のみであることは予め分かっていたのか。

→データ収集可能期間や測定範囲を満たす機種が現状では本製品のみであることは確認済みであるが、競争性及び透明性を担保する措置として公募を行った。今後については改正された契約事務取扱規程に基づき随意契約によることとなる。

(複数応札)

【82】配合飼料（西海区水産研究所）

○今回の配合飼料は特殊な配合ではなく、一般に流通しているものか。

→規格品であり、一般に流通している配合飼料である。

○代理店だけではなく、飼料メーカーも入札に参加してもらえるよう声掛けをすべきではないか。

→通常飼料メーカーから代理店に卸されることが一般的であるため、飼料メーカーが直接入札に参加することは難しいと思われるが、ご指摘を踏まえて調査を行い、入札参加が可能であれば今後声掛けを行って参りたい。

○今回の予定価格積算方法について、実績等によれない理由があるのであれば、コンサルティングに依頼するなど引き続き検討してもらいたい。

(複数応札)

【92】独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所で使用するガス（中央水産研究所）

○今回の応札者は2者であるが、他に業者はいないのか。

→託送供給制度に基づき、関東経済産業局に登録している業者が複数者いることは確認しているが、結果として参加した業者は2者であった。

(一者応札)

【97】クロマグロ（養殖用種苗）（開発調査センター）

○予定数量が10,000尾と多く、短期間でこれだけの数量を漁獲できる業者が限られることが一者応札になっている要因ではないか。

→ご指摘を踏まえて、事情を勘案しながら発注方法を工夫して参りたい。

(一者応札)

【98】クロマグロ養殖用種苗運搬のための曳航型生け簀（開発調査センター）

○一者応札の改善として十分な製作期間を確保するとあるが、十分な製作期間があれば一者応札を回避できたのか。

→生け簀の製作自体は特殊な仕様ではなく、必要な資材を期間内で調達することが困難であるとのことだった。次回の調達では十分な期間の確保に努めて参りたい。

(複数応札)

【139】独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所横浜庁舎等の施設管理・運営業務（中央水産研究所）

○なぜ総合評価落札方式による入札を行う必要があるのか。

→当初は平成24年度から平成26年度まで公共サービス改革法（市場化テスト）に基づき民間競争入札として総合評価落札方式を行った。

市場化テストを終了プロセス（公共サービス改革法の枠組みから外す）に移行するにあたり、これまで入札等監理委員会で厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札手続き等の事項等を踏まえた上で、実施府省等自ら公共サービスの質の維持向上等を図っていくことが指針に示されているため、前回と同様に総合評価落札方式で入札を行った。

(複数応札)

【172】日本海卵稚仔分析業務（日本海区水産研究所）

○特になし。

(2か年連続一者応募)

【189】海洋水産資源開発事業（小型底びき網：久慈浜地区）に係る流通販売改善対策構築に関する委託事業（開発調査センター）

○平成25年度から平成27年度まで調査概要が毎年変わっているが、当初から3年間の調査概要は決まっていたのか。今後も複数年度一括契約の可否を検討するとあるが、実際に可能なのか。

→前年度調査の進捗状況を検証し次年度の調査概要に反映させているため、前もって3年間の調査概要を決めることは困難であるが、まとめて契約できる事業があれば複数年度一括契約の可否を検討して参りたい。

(複数応札)

【193】ユーザ認証システム構築及び法人包括ソフトウェアライセンス調達と運用支援業務（本部契約課）

○特になし。

・その他

契約監視委員会の委員が平成28年1月31日で任期満了となることに伴い、改選等については11月以降に再任を含めた任命手続きを進めることを報告した。

次回の委員会は平成27年度第2・第3四半期の契約が審議対象になり、開催日は3月中を予定していること、12月中に事務局から各委員へ日程調整の連絡を予定していること、それに先立ち、次回の審議案件の抽出を苑田委員に依頼する旨、事務局から連絡があった。